

口座獲得につながる

公的年金の

知識&相談対応

●お客様の信頼を高める制度のアドバイスポイント



高齢社会となったいま、金融機関にとって高齢者取引の深耕は欠かせません。その高齢者取引のきっかけになるのが年金口座の獲得。そのためには公的年金の知識が必須となっています。

そこで、本特集では、年金口座獲得に必要な公的年金の知識と相談対応のポイントについて解説します。

クイズに答えて理解する

公的年金制度のキホン

ここでは、公的年金制度の基本をクイズ形式で解説します。基本的な制度内容を理解できているか、クイズに答えてみてください。

加入者と受給

公的年金制度の加入者および受給について、下記①～③の中から正しいものを選んでください。

クイズ 1



- ① 20歳以上の国民全員が加入し、原則65歳から年金を受け取る
- ② 20歳以上の希望者が加入し、60歳から一律に年金を受け取る
- ③ 20歳以上の学生を除く社会人が加入し、60歳以降収入がない人が年金をもらえる

保険料が年金受給者に支給される賦課方式になっています。

公的年金は、「国民年金」「厚生年金」の2つの制度があり、20歳以上のすべての国民が加入します。公的年金は2階建てと

なお、平成27年9月30日までは「厚生年金」と「共済年金」に分かれていましたが、現在は厚生年金に一元化して、これまでの共済年金加入者は厚生年金に加入しています。

保険料納付が困難なときは猶予制度の活用も

国民年金は、20歳以降保険料の納付を行い、受給資格要件を満たすことで原則65歳から老齢基礎年金を受給することができます。

また20歳以上であれば、親に扶養されている学生であっても、無職でも、会社員でも、職業には関係なく公的年金制度に加入して保

険料を支払います。

一方で、国民年金保険料については、失業したり、収入が減少したりして、経済的に困難があり保険料の納付が難しいときには、「若年者納付猶予制度」や「学生納付特例制度」なども活用できます。これは、被保険者本人や配偶者の前年の所得が一定額以下であるなどの要件を満たせば、保険料の納付を猶予することが可能な制度です。将来の年金額には反映されませんが、受給資格期間には反映されます。

もし、お客様の子供について年金保険料の支払いが厳しい状況にある場合には、未納のままにせず、こうした猶予制度等があることをお伝えするとよいでしょう。

また、厚生年金の被保険者は現在、特例として60歳代の前半に「特別支給の老齢厚生年金」が支給されていますが、段階的に廃止され、いずれは皆65歳からの支給になります。

以上から、本問は①が正解です。

公的年金制度は、日本国民の老後を支えるもので、あらかじめ保険料を納付して必要に応じて給付を受けられる制度です。

現役世代が保険料を支払い、その

もいわれますが、この国民年金がベース（1階部分）となり、企業や自治体等で働いている人が加入する厚生年金が2階部分となります。

す。